

介護サービス事業者の業務管理体制整備に係るQ & A

(注) 事業者＝介護サービス事業者
事業所等＝指定又は許可を受けている事業所又は施設

1 業務管理体制の整備に関すること

(問1) 法人グループ全体の業務管理体制が整っていることを条件に、A法人の法令遵守責任者として、同じグループであるB法人の職員を選任することはできるか。

(答) 業務管理体制は事業者自らが法人形態等に見合った合理的な体制を整備することが必要であり、法令遵守責任者の選任に当たって資格要件等を求めているが、法令遵守責任者は事業者内部の法令等遵守を徹底することができる者が選任されることを想定している。(グループを構成する個々の事業者内部における権限行使が想定されることから、何ら権限を有しない他の法人職員が法令遵守責任者に選任されることは想定していない。)

(問2) 業務管理体制の具体的な内容は、法人において定めることとなっているが、求められる体制、実施すべき内容を明確にしないと実効性がないのではないか。

(それらが明確になっていないと、法令遵守責任者を選任し届出があった事業者に対し、届出内容の検査を行う場合、法令遵守責任者の業務内容に踏み込むことが困難となる。)

(答) 業務管理体制の整備は事業者に課せられた義務である。事業者自らに事業の形態・規模等を考慮し個々の事業者に見合った実効性のある法令等を遵守する体制を整備(運用)させる仕組みである。

行政は、事業者の取り組みについて確認し、問題点が認められた場合には、事業者自らが業務管理体制の改善を図り、法令等の遵守に取り組まれるよう意識づけを行うことが重要である。

(問3) 地方公共団体が「介護保険法上の指定の申請主体」として指定を受けた指定管理者制度を活用し運営される事業所等について、業務管理体制を、地方公共団体及び指定管理者どちらも整備することで差し支えないか。

(答) 法第115条の32において、業務管理体制の整備及びその届出を行う主体は「介護サービス事業者」とされ、具体的には、居宅サービス事業、地域密着型サー

ビス事業（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は除く。）等についてはそれぞれのサービスの事業者、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設についてはその開設者とされていることから、「地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて」（平成19年3月30日付け老計発第0330006号・老振発第0330002号・老老発第0330004号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）1（2）①、②及び③において介護保険法上指定若しくは許可の申請を行うべきとされている者が、業務管理体制の整備及びその届出を行うものである。

なお、地方公共団体が業務管理体制の整備及び届出を行う場合であっても、同通知2の趣旨を踏まえると、地方公共団体は、当該施設の管理運営にかかる責任を有する者として、指定管理者においても適切な業務管理が行われるよう、条例や指定管理者との間で締結する協定等により、必要な措置を講ずることが望ましい。

（問4）指定管理者制度を採用している事業所等の指定管理者である法人の職員は、地方公共団体の直接の職員ではないが、法第115条の33第1項の規定における「当該介護サービス事業者の従業者」に該当するか否か。

（答）老人デイサービスセンターの指定管理者が利用料金制を採用するなど、指定管理者が、介護保険法第115条の32第1項に規定する「介護サービス事業者」である場合については、指定管理者である法人の職員は「介護サービス事業者の従業者」に該当するものである。

地方公共団体が、介護保険法第115条の32第1項に規定する「介護サービス事業者」である場合については、指定管理者である法人の職員は「介護サービス事業者の従業者」には該当しないものである。

（問5）事業所等の数が20以上の場合、業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）を届け出ることになるが、どのようなものを提出すればよいか。

（答）法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構わない。

届け出る「規程の概要」は、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のものでも構わない。また、法令遵守規程の全文を添付しても構わない。

(問6) 事業所等の数が100以上の場合に行う業務執行の状況の監査は、どのようなものか。

(答) 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であつて、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができる。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構わない。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望ましい。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

2 業務管理体制の整備に係る届出に関すること

(問1) この届出はいつ行えばよいのか。

(答) すべての事業者（法人）は、介護保険法等に基づき、平成21年5月1日以降、遅滞なく届け出る必要がある。

なお、事業所等の指定等により事業展開地域が変更し、届出先区分の変更が生じた場合や届出事項に変更があった場合は、遅延なく関係行政機関に届け出なければならない。

(問2) 届出を行った後に、新規事業所の開設又は廃止をした場合に、変更届を提出する必要があるか。

(答) 事業所等の数に変更が生じても、業務管理体制の整備内容に変更が生じない事業所等の数の変更の場合は、変更届の提出の必要はない。

したがって、事業所等の数が次の3区分を超えて増減した場合のみ、変更届の提出が必要である。（県ホームページの「業務管理体制に関する届出」の様式第11号の記載例を参照のこと。）

① 事業所等数が1～19 ② 事業所等数が20～99 ③ 事業所等の数が100以上

ただし、事業所等の指定や廃止等に伴う事業展開地域の変更により、届出先区分に変更が生じた場合には、上記に関わらず、区分変更前と区分変更後の行

政機関にそれぞれ届出が必要となる。（県ホームページの「業務管理体制に関する届出」の様式第10号の記載例を参照のこと。）

（問3）法令遵守規程に変更が生じた場合において届出は必要か。また、その場合において提出期限はあるのか。

（答）届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出を行った者に届け出なければならない（法第115条の3第3項）。

ただし、届出事項は省令により「規程の概要」としているため、字句の修正等、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更についての届出は必要ない。

（問4）A市内に所在する指定地域密着型サービス事業者（A市内のみで事業展開している事業者）をA市の同意を得てB市も指定している場合の業務管理体制の整備の届出は、A市及びB市の両市に行くことになるのか。

（答）事業者が所在するA市のみで届出ることとなる。

（問5）日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会は、全国に事業所がある法人だが、事業所指定は都道府県支部名で行っている。この場合、事業者監督権者は厚生労働大臣か都道府県知事となるのか。

（答）厚生労働大臣となる。事業者が同一事業者であるかどうかの判断は事業所の指定申請者にかかわらず、事業者の設立形態により判断されたい。

（問6）介護予防支援事業所の届出先は、県と市町村のどちらか。

（答）介護予防支援事業所は市町村において指定するが、届出先は県となる。市町村へ届出を行う事業者は、地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者である。

(問7) 訪問介護における出張所等（いわゆる「サテライト事業所」）も1事業所として数えるのか。

(答) サテライト事業所は、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等として、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）により、本体事業所に含めて指定することができる」とされている。

したがって、サテライト事業所は、整備すべき業務管理体制の基準となる「指定等を受けている事業所等」の数には含まれない。

3 事業所数の数え方について

(問1) 事業所数を数えるにあたって、介護予防の指定を併せて受けている事業所は、どのように数えるのか。

(答) 事業所等の数については、その指定又は許可を受けたサービス種別ごとに1事業所と数え、同一の事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数える。

例えば、『訪問看護ステーション□□』という事業所が「訪問看護」と「介護予防訪問看護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数える。

(問2) 事業所数を数えるにあたって、「みなし事業所」は除くとあるが、どのような事業所が「みなし事業所」にあたるのか。

(答) 病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいう。

したがって、病院又は診療所が実施する通所リハビリテーションは「みなし事業所」の扱いになるが、介護老人保健施設が行う通所リハビリテーションはこの扱いに該当せず、事業所数に含める必要がある。

(問3) 事業所数を数えるにあたって、障害者自立支援法に係る事業を行っている場合は、どのように取り扱うのか。

(答) 介護保険法上の指定又は許可を受けている事業所等のみを数え、障害者自立支援法等その他の法令に基づくサービスについては、事業所数に入れない。

(問4) 事業所数を数えるにあたって、基準該当事業所はどのように取り扱うのか。

(答) 基準該当事業所は、事業所数に入れない。

(問5) 事業所数を数えるにあたって、休止している事業所は、どのように取り扱うのか。

(答) 休止している事業所は数えるが、廃止した事業所は数えない。

(問6) 事業所数を数えるにあたって、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、どのように取り扱うのか。

(答) 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、事業所数に入れない。

4 その他

(問1) この届出を行った後、岡山県が付番する「事業者(法人)番号」は、どうすれば確認できるか。

(答) 届出先の県民局健康福祉部健康福祉課へ確認してください。

(問2) 県は、今後業務管理体制の監督をどのように行うのか。

(答) 一般検査と特別検査の2種類の検査を行うことを予定している。

(1) 一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に行う検査。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無の検証を行う検査。